**様式第１号（その３）**（第２条関係）

|  |
| --- |
| 　　　 付　　　　　　　　　法人事業税課税免除（不均一課税）申請書 |
|  | 受 | 　 | 印 |  |  |  |  |
|  |  | 申請者 | 所在地 |  |
| 　県税・総務事務所長殿年　　月　　日　 |
| 名称 |  |
| 代表者氏名 | 印　 |
| 　県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第２条の規定により、下記のとおり課税免除（不均一課税）を申請します。 |
| 新設し、又は増設した事業所 | 所在地 |  | 事業開始 | 年　　月　　日 |
| 事業の種類 |  |
| 名称 |  |  |
| 電話番号 |  |
| 摘　　　　　　要 | 従業者数 | 事業年度の末日現在における従業者数 | 固定資産の価額 | 新設し、又は増設した設備の取得価額 |
| ①　新設し、又は増設した事業所 | 人 | 人 | 円 | 円 |
| ②　県内の①以外の事務所又は事業所 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |
| 課税免除（不均一課税）の申請額の計算 |
| 事　業　年　度 | 摘　　　　　　要 | 本県分の事業税の課税標準額 | 課税免除（不均一課税）の対象となるものの課税標準額 | 税率 | 税額 |
| 年　月　日から年　月　日まで | 所 　　　得 | 年所得400万円以下の金額　　　ア | 円 | 円 |  | 円 |
|  |  | 100 |  |
| 年所得400万円を超え800万円以下の金額　　　　イ |  |  |  |  |
| 申告区分 | 100 |
| 年所得800万円を超える金額　　ウ |  |  |  |  |
| 確定・修正 | 100 |
| 計　ア＋イ＋ウ |  |  |  | エ |
|  |
| 法人税の青色申告書提出の有無 | 収入金額 |  |  |  | オ |
| 100 |  |
| 有　　・　　無 | 課税免除を受けようとする税額又は不均一課税による税額（エ又はオ） |  |
| 納付の確定した当期分の事業税額 | 中間申告分 | 確定申告分 | 申　告　分 | 計 |
| 円 | 円 | 円 |  |
| 納付すべき事業税額 | Ａ　　　　円 | 備　　　考 |  |
| 既に納付した事業税額 | Ｂ　　　　 |
| 還付請求税額　Ｂ　－　Ａ　 |  |

　記載上の注意

　　１　「事業の種類」の欄には、事業の種類を具体的に例えば「ミシン製造業」というように記載してください。

　　２　「従業者数」の欄には、当該新設し、又は増設した設備を事業の用に供した日現在で記載してください。

　　３　「事業年度の末日現在における従業者数」の欄には、当該事業年度の末日現在における従業者数を記載してください。ただし、新設等の場合にあっては当該事業年度の末日現在の従業者数にその事務所等の当該年度の存在月数をその事業年度の月数で除して得た数を乗じて得た従業者数を、事業年度中に通じて従業者の数に著しい変動（２分の１以上）がある事務所等の場合にあっては当該事業年度の各月末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た従業者数を記載してください。

　　４　「固定資産の価額」の欄には、当該事業年度の末日現在における数値によって記載してください。ただし、電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業とする法人以外の法人は記載する必要はありません。

　　５　「新設し、又は増設した設備の取得価額」の欄には、当該新設し、又は増設した設備（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第１号から第７号までに掲げる固定資産に限る。）を事業の用に供した日現在において記載してください。

　　６　課税免除（不均一課税）の申請額の計算は、次の算式によってください。

　　　(１)　電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業とする法人の場合

　　　　県内において課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得　×　当該新設し、又は増設した低開発地域等特別償却設備に係る固定資産の価額低開発地域等特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供する設備に係る固定資産の価額）

　　　(２)　(１)以外の法人の場合

　　　　県内において課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得　×　当該新設し、又は増設した低開発地域等特別償却設備に係る従業者の数低開発地域等特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

　　　(３)　鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄道事業又は軌道事業以外の事業に係る部分について(１)又は(２)の算式によって計算をしてください。

　　　(４）　(１)、(２)又は(３)によって算出した額が、「課税免除（不均一課税）の対象となるものの課税標準額」ですが、軽減税率を適用する法人は「年所得400万円以下の金額」、「年所得400万円を超え800万円以下の金額」、「年所得800万円を超える金額」ごとに(１)、（２)又は(３)の計算をしてください。

　　　(５)　「税率」の欄は、課税免除の場合は宮崎県税条例第32条に規定する税率を記載し、不均一課税の場合は特例条例第６条第１号又は第７条第２項第１号に規定する税率を記載してください。

　　　(６)　「課税免除（不均一課税）の対象となるものの課税標準額」の欄の各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるときはその端数は切り捨て、税率を乗じて得た税額に100円未満の端数があるときはその端数は切り捨ててください。

　備考

　　１　この申請書には「対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書」を添付し、法人事業税の申告書（確定申告書（期限後申告を含む。）又は確定申告に係る修正申告書）にも添付してください。

　　２　課税免除（不均一課税）額に相当する税額は、当該課税免除（不均一課税）を決定する日までは、納付期限を延長しますので、当該事業年度の事業税を申告納付する際は、控除して納付してください。

　　３　課税免除（不均一課税）額に相当する税額をすでに納付しておられるときは、課税免除（不均一課税）を決定した後において還付します。

　　４　対象事業は、次の表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象条項 | 対象事業 |
| 特例条例第２条第１号 | 製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。） |
| 特例条例第３条第１号 | 製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成５年自治省令第１号）第１条各号に掲げる事業 |
| 特例条例第６条第１号 | 半島振興法（昭和60年法律第63号）第17条各号に掲げる事業 |
| 特例条例第７条第２項第１号 | 全ての事業 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 付表　対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書 |  |  |
| 法人名 |  |
| 新設し、又は増設した設備を事業の用に供した日　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　　月　　　日　 |
|  租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第45条第１項又は第２項の規定により、法人税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 有　　　・　　　無　 |
| 設　備　の　取　得　価　額　　　　　　新　設　し　、　又　は　増　設　し　た | 対象事業の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産（法人税法施行令第13条第１号から第７号までに掲げるものに限る。） | 種　　　　　　類 | 取　　　得　　　価　　　額 |
| 建物及びその附属設備 | 円 |
| 構築物 |  |
| 機械及び装置 |  |
| 車両及び運搬具 |  |
| 工具、器具及び備品 |  |
|  |  |
|  |  |
| 計 |  |
| その他の固定資産 | 土地 |  |
|  |  |
| 計 |  |
| 　業者の各月末の人員　　　事務所又は事業所の従　 | 事務所又は事　業　所 | １月 | ２月 | ３月 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | 計 |
|  | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備 　考 |  |

　※　対象事業は、次の表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象条項 | 対象事業 |
| 特例条例第２条第１号 | 製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。） |
| 特例条例第３条第１号 | 製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成５年自治省令第１号）第１条各号に掲げる事業 |
| 特例条例第６条第１号 | 半島振興法（昭和60年法律第63号）第17条各号に掲げる事業 |
| 特例条例第７条第２項第１号 | 全ての事業 |